

生活保護法

指定医療機関（病院・有床診療所） 御中

大分市福祉事務所

生活福祉課長 塩手 祥是

生活保護受給中の入院患者が転院を行う場合の書面連絡について（依頼）

平素より生活保護法による医療扶助の実施につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成26年8月20日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知\*に基づき、生活保護受給中の入院患者が転院を行う場合には、事前に書面にて福祉事務所あて連絡していただくこととなりました。

つきましては、貴機関におかれましては、入院している生活保護受給者の転院が治療上必要となった場合には、下記参照のうえ福祉事務所へ事前連絡いただきますようお願いいたします。

なお、急性憎悪に伴う緊急を要する転院等、事前連絡が困難であった場合については、転院後、速やかに貴機関より、同様の方法で連絡をいただきますようお願いいたします。

\*「医療扶助における転院を行う場合の対応及び頻回転院患者の実態把握について」（社援保発 0820 第1号）別紙参照

記

1. 連絡対象者

生活保護受給中の入院患者であって、他の医療機関への転院予定がある患者  
（緊急を要する転院であった場合においては、転院後の患者を含む）

2. 連絡様式

別紙「転院事由発生連絡票」（FAX可）

※様式につきましては、大分市公式ホームページの次の場所からダウンロードいただけます。

トップページ>>仕事・事業者>>保健・衛生・福祉>>生活保護法および中国残留邦人等支援法による指定医療機関の方へ

3. その他

（1）転院の必要性について疑義がある場合にのみ、福祉事務所から連絡いたします。

福祉事務所からの「転院許可」が下りるまで転院できない、という趣旨ではありません。  
転院手続は従前どおりお進めください。

（2）入院病床がない医療機関に送付された場合、あしからずご了承ください。

4. この文書に関する問い合わせ先

大分市福祉事務所 生活福祉課 医療担当班

電話 097(537)5621